

別紙

諮問第1294号

答 申

1 審査会の結論

処分変更後の一部開示決定において非開示とした情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「『法人事業税における過少申告加算金等の取扱通達』の最新の通達文」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年4月18日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「法人事業税における過少申告加算金等の取扱通達」の30主課指第30号による改正後の通達文（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条6号に該当する情報を非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年6月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月30日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年4月20日（第216回第一部会）から同年12月22日（第223回第一部会）まで、7回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書におけ

る主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、都の職員が、法人事業税における過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金（以下「過少申告加算金等」という。）の決定における取扱いに係る事務処理を遺憾なく行うよう定められた通達である。

イ 審査会における審議事項について

実施機関は、令和3年8月13日付けの一部開示決定により、平成31年4月18日付けで行った一部開示決定において非開示とされた部分の一部を開示する処分変更（以下「当該処分変更」という。）を行っており、当該処分変更後もお非開示としているのは、地方税法（昭和25年法律第226号）72条の46第7項の規定による不申告加算金の不適用の具体的な認定及び事務処理について都が定めた通達の名称（以下「本件非開示情報1」という。）、他の機関の協力の下に都が提供を受けている内部資料の名称（以下「本件非開示情報2」という。）及び都独自の取扱い（以下「本件非開示情報3」という。）であることが認められる。

そこで、審査会は、本件非開示情報1から3の非開示妥当性について判断する。

ウ 本件非開示情報1から3の非開示妥当性について

審査請求人は、税務事務は本来、公平かつ透明であるべきであり、その判断基準は納税者に向け広く公開されるべきであるという観点から、実施機関が非開示とした情報は、開示すべきであると主張する。

この審査請求人の主張に対し、実施機関は、本件非開示情報1から3は、過少申告加算金等の決定を行う上での都の具体的な取扱いを定めた部分であり、非開示とした部分が公になれば、都の過少申告加算金等の決定における取扱いを利用した納税者が加算金の徴収を逃れることとなるなど、加算金制度の牽制効果が減少し、正確な事実の把握を困難にするおそれが生じると説明する。さらに、加算金制度の牽制効果が減少すれば、申告納付制度の秩序を維持することができず、申告納付制度の秩序の下に成り立っている課税事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

と説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書には、都の職員が行う過少申告加算金等の事務処理について、加重する加算金の計算方法、繰り返しの不申告加算金及び重加算金の加重措置等、各場面での判断の基準や計算方法が具体的に記載されているほか、特例的事項及び計算に関する事項等についても、それぞれの事例に応じた留意点や考え方がまとめられていることが認められる。

(ア) 本件非開示情報 1 の非開示妥当性について

本件非開示情報 1 について、実施機関は、これが公になると、不申告加算金の不適用の具体的な認定等を定めた通達であることが判明するため非開示としていと説明するが、審査会が検討したところ、当該処分変更にて開示された部分から、本件非開示情報 1 を推測できることから、これを公にしても、課税事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件非開示情報 1 は、条例 7 条 6 号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

本件非開示情報 2 について、実施機関は、対外的に公開されている資料ではなく、他の機関との協議に基づき都が閲覧・記録を請求できる資料の名称であり、公にすることにより、当該他の機関との信頼関係を損なうこととなるから、これを開示することはできないと説明する。

審査会が検討したところ、本件非開示情報 2 は、他の機関との協議に基づき都が閲覧・記録を請求できる資料の名称であり、対外的に公開されているものではないこと、このような情報を公にすると、当該他の機関との長年にわたる信頼関係を損ない、課税事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は不合理であるとは言えないことから、本件非開示情報 2 は、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 の非開示妥当性について

本件非開示情報 3 は、法人事業税における過少申告加算金等の取扱いに関し、

都独自の取扱いを定めた部分であり、審査会が見分したところ、その内容は、国税の法令等の取扱い、地方税法及び東京都都税条例（昭和 25 年東京都条例第 56 号）等に照らしても、都における過少申告加算金等に関する取扱いが、直ちに予測できるものではない独自のものであると認められた。これを公にすると、都の過少申告加算金等の決定における取扱いを利用して加算金の徴収を逃れることが可能となり、申告納付制度の秩序の下に成り立っている課税事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は不合理であるとは言えないことから、本件非開示情報 3 は、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子

別表 開示すべき部分

本件非開示情報 1	第 1 10 の 2 行目 1 文字目から 3 行目 15 文字目
-----------	-----------------------------------